

第55回文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会 議事録

令和5年7月26日（水）開催

○永倉委員長 定刻になりましたので、ただいまから「さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会」を開催したいと思います。

今年度最初の委員会ということのようでございますが、それでは、最初に委員の出席状況、配付資料等について、事務局から御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○奥田幼児保育課長 改めまして幼児保育課長の奥田と申します。本日はよろしく願いいたします。

まず、本日の出欠の状況でございますけれども、本日御欠席は寺園委員、川金委員となっております。東委員、加藤俊介委員、加藤冠委員、藤原委員はオンラインでの御参加となっております。

あわせて、区の職員でございますけれども、本日、予防対策課長の小島、保全技術課長の五木田、整備技術課長の大畑の3名が公務により欠席となっております。

続きまして、配付資料につきましては、次第の下部に記載のとおりです。また、席上には名簿を配付しております。準備に万全を期しておりますけれども、仮に不足がございましたら、それぞれの説明の際にお申しつけいただければと存じます。

また、今後の発言の順番といたしましては、オンラインも併用していることから、まずは会場にお越しの皆様様の御意見を伺った後、その次にオンラインで御参加の委員の皆様からの発言の順番とさせていただきます。

また、最後に、発言に当たって会場にお越しの皆様にお伝えいたします。御発言をされる時は、お手元近くのマイクで御発言いただきたいと思っております。マイクでございますけれども、マイクについてあるボタンを押していただくとマイクの部分が赤く点灯します。こうするとマイクの電源が入っておりますので、この状態で御発言いただいて、発言が終了しましたら、もう一度このボタンを押していただければと存じます。そうすると、こちらの赤い部分が消えます。これがついたままだと次の方の発言がうまく拾えなかったりしますので、発言をされる時に押して、発言が終わったら消すということをお願いできればと思っております。

冒頭の事務連絡は以上になります。

○永倉委員長 ありがとうございます。

オンラインの先生方、音は大丈夫でしょうか。伝わっていますでしょうか。皆さん伝わっているようですね。

そうしましたら、まず、議事に入る前に区の幹事等の交代があるということですので、それについて事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○奥田幼児保育課長 続きまして、区の幹事及び関係課長、事務局の職員を紹介いたしま

す。こちらについては、4月の人事異動の状況を含め私から紹介させていただきます。

まず、新任の子ども家庭部長の多田栄一郎でございます。

続きまして、保健衛生部長・文京保健所長、矢内真理子でございます。

新任の資源環境部長、木幡光伸でございます。

施設管理部長、長塚隆史でございます。

新任の環境政策課長、橋本万多良でございます。

改めまして、私、新任の幼児保育課長の奥田と申します。

あと、私の後方の吉田、新任の水瀬、神崎が事務局を務めておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○永倉委員長 次に、令和5年度の年間予定についての御説明をよろしくお願ひします。

○奥田幼児保育課長 早速ではございますけれども、次第1の「令和5年度の年間予定について」ということで、お手元の資料、右肩に「資料第1号」と記載されている「令和5年度年間予定（案）」を御覧ください。

まず、こちらの資料のつくりといたしましては、縦に時系列で並んでおりまして、左側がこの専門委員会で実施する内容、右側が我々区の事務局が実施する内容となっております。

主に左側の欄を御覧いただければと存じます。まず、7月下旬、①第55回専門委員会開催となっておりますが、これが本日開催している委員会でございます。

この後、7月下旬から8月中旬にかけて健康診断の一次検診、胸部エックス線写真を実施いたします。13名の申込みがあったところでございますけれども、詳細は後ほど資料第3号で御説明いたします。

続いて、8月下旬から9月上旬頃、実際は8月29日に実施する形で調整させていただいているところでございますけれども、一次検診の読影会を実施する予定です。この一次検診の読影会を経て、精密検査が必要な方に二次検診、胸部CT写真を10月中旬から下旬に実施する予定でございます。あわせて、11月中旬から下旬に二次検診の読影会を実施する予定です。

続いて、12月中旬頃を想定しておりますが、第56回専門委員会ということで、この会議の次の回を実施させていただきまして、健康診断の結果の報告をはじめとした御説明をできればと考えております。

続いて、2月上旬頃から健康リスク・心理相談を実施できればと考えております。この相談会は、従来、毎年5月頃に実施していたところではあるのですが、一次ないし二次の健康診断の結果を受けて相談したいというようなお声もあるのではということで、昨年度より健康リスク・心理相談の実施時期を2月に実施するようにしたところでございますので、今年度も引き続き2月頃に実施しようと考えております。

最後に、3月上旬頃には専門委員会ニュースを発行したいと考えております。

説明は以上になります。

○永倉委員長 ありがとうございます。

年間スケジュールということで今御説明いただいたわけでありますけれども、委員の先生方、何か御意見等はございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

そうしましたら、このようなスケジュール感で次第1については了解したということになろうかと思えます。

続きまして、次第2についてでありますけれども、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○奥田幼児保育課長 次第2「令和5年度の検討事項について」ということで、右肩に「資料第2号」とある「令和5年度の検討事項について」を御覧ください。

今年度実施してはどうかと事務局で考えているのは、以下の2項目になります。

まず、項目1でございますけれども、ミニ講演会を実施してはいかがかというものです。

(1)の「目的」ですが、昨年度の委員会にて委員の方から、ばく露から20年以上経過している状況を踏まえ、アスベストについて過度に不安をあおることなく情報を正しく伝えることが必要ではないかという趣旨の御示唆をいただきましたので、今年度、ミニ講演会を実施してはどうかと考えているところでございます。

この点につきましては、ばく露が起きたのが1999年から2000年にかけてでございますので、24年ほど経過しているところでございます。その当時園児だった皆様は、今では20代半ばから後半になられている状況です。後ほど触れますが、昨年度、健康リスク相談は8年ぶりにお一人お申込みがありまして、当時の園児の皆様が社会人になり、御自身に起きたことを改めて考える時期になってきている現れかと思っているところでございますので、今年度は改めてアスベストに関する基本的な内容を講演してはいかがかと考えました。

(2)の「検討事項」といたしまして、講演の内容、また、講師の方はどなたに依頼するのがよいかにつきまして、本日、この委員会の場を通じて委員の皆様から御意見を頂戴できればと考えております。御意見を頂戴できましたら、後日改めて事務局で内容を調整させていただきます。

(3)の「実施方法」といたしましては、当時の園児の方たちも社会人になっておりまして、また、区外に在住している方も多いことから、利便性を考慮いたしましてオンラインで開催してはいかがかと考えております。

(4)の「実施時期」につきましては、健康リスク相談会を2月に実施いたしますので、その前のタイミングで、1月中旬から下旬にかけて実施してはどうかと考えているところでございます。

続きまして、項目2を続けて御説明いたします。

こちらは、中期的な検討課題として昨年度より俎上に上がっております、ホームページにおいて紹介しているアスベスト関連疾患のホームページ上の表現を見直してはいかがかという点についてでございます。資料第2号の次のページ、「資料第2号 別紙」と右肩

に書いてあるA4横の資料を御覧ください。

この資料のつくりといたしまして、左側が文京区、右側が神奈川県藤沢市のホームページの表現を比較したものとなっております。右側の藤沢市では、1972年に改修いたしました、ある市立の保育園の天井の一部にアスベスト含有材の吹きつけによる仕上げがなされていたことから、2007年に完全に除去されるまでの間、アスベスト飛散の疑いが生じていたとのことです。その藤沢市では、関係者への具体的な健康対策や補償に関する方針について対策委員会を設置し、今から5年前の2018年に同委員会から最終報告書が出され、健康被害対策実施要綱を策定したというところでございます。その後、リスク評価に基づいた検診やお見舞金の支給等を実施していることから、藤沢市のほうが対象疾患などの表現について比較的検討が新しい状況かと思われま

す。実際に資料第2号別紙を御覧いただきますと、上から4行目、○が冒頭についている部分ですけれども、文京区の場合、文京区がアスベスト関連疾患の対象としていない疾患を挙げているのに対し、藤沢市の場合には対象となる疾患を挙げているところです。

左側の文京区では、悪性腫瘍について、真ん中よりやや下、脳腫瘍、咽頭がん、食道がんなどについては、アスベスト関連の悪性腫瘍とはしていないという書きぶりとなっております。また、そのやや下に呼吸器疾患を記載してございますけれども、国際的な石綿関連疾患の診断基準として、1997年のヘルシンキ基準を紹介しており、次のページの2行目の後段、2014年のヘルシンキ基準に新たに3疾患、卵巣がん、喉頭がん、後腹膜線維症が追加された旨を記載しているところでございます。

次の段落でヘルシンキ基準、1997年、2014年で石綿関連の良性の呼吸器疾患としていない疾患は、例えば気管支ぜんそく、肺気腫、COPDなどはアスベスト関連の良性疾患とは文京区は対象としていないという書きぶりとしております。

また、最後の段落で、さしがや保育園の工事は約2週間のばく露であったため、1年単位で職業性ばく露の方に発症する石綿肺は、この理由から対象疾患にはしていないと表現しているところでございます。

一方で、1枚お戻りいただきまして、今度は右側の藤沢市のホームページの表現でござい

ますが、上から4行目の冒頭に○がついている部分でござい

ますけれども、補償などの対象となる疾患として、中皮腫、原発性肺がんなどのほか、先ほどの2014年のヘルシンキ基準で新たに追加になった喉頭がん、卵巣がん、後腹膜線維症について対象とすると明記されているところでござい

ます。

一方で、その下の段落ですが、対象とならない疾患として、それ以外の悪性疾患、呼吸器疾患や胸膜プラークは対象とならないと明確に表現されているところでござい

ます。

資料の説明としては以上でござい

ますが、文京区

の要綱上は、アスベストばく露に伴う悪性中皮腫、肺がんをはじめアスベストに起因して発症する可能性がある

と学会等で認められた疾患が生じた場合、幼児保育課に御相談いただければ、こちらの専門委員会の判定に基づいて補償していきま

すという流れになってござい

当時の園児の皆様や職員の皆様にも適切な情報提供を行っていくためにも、この点の書きぶりをどうしていくべきか、すぐには結論を出せなければ、継続して事務局で検討を行います。委員の皆様からこの点について、例えば藤沢市のように厚労省や環境省のホームページでも示されている対象となる疾患を明記して、現在の文京区におけるWHOを参考とした表現は補足的に記載しておくべきではないかとか、アスベスト関連疾患については、知見の積み重ねの中で日々変化するものなので、例えば表現は、現状のように対象とならない疾患だけを例示しておき、それに該当せずにアスベストに関連した疾患かもしれないと気になった方は、幅広く、随時幼児保育課に御相談くださいとする今と同じ扱いでよいのではないかなどの御意見をこの委員会で頂戴できればと考えております。

長くなりましたが、項目1のミニ講演会の内容、講師の方、また、項目2のホームページの表現はどの形がよいか、委員の皆様から御意見を頂戴できればと考えております。

説明は以上です。

○永倉委員長 ありがとうございます。

本日の検討事項が2つあるということでございます。

ミニ講演会については、前回の委員会でも、当時の園児の人たちがもう成人になってきて、いろいろと職業に就いたりということもあって、今の段階で過度に怖がらない、ただ、必要以上に怖がらないけれども、必要な怖がり方をするというようなことを目指した検討会、講演会が必要ではないかという御意見が出たと思います。

私はアスベストセンターというところにいるわけですが、今年に入ってから、私は縁があって築地市場のアスベスト対策について、足かけ4年くらい現場の除去状況をずっと見てきました。その中で、いろいろな工夫が現場でされることによって、アスベストが工事現場の外に漏れないような対策というものができるといえることが、いろいろ経験できたということが一つあります。そのことについて今年の2月に報告集会のようなことを行い、実施可能な対策を報告したりしています。

また、2、3年前に大気汚染防止法が改正されて、今年の10月には工事のアスベスト対策について、専門知識を持った者が事前調査をするというような法改正が実施されるということもあって、そういったことの広報などもやっておるところです。

そのほかにも、5月には長野の水害、2019年に長野の千曲川が氾濫して周辺が水害に遭いましたが、その直後の瓦礫の撤去の際にアスベスト建材がきちんと分別されないということについて、地元の住民の皆さんが非常に熱心な分別作業を行ったということがありまして、それについても長野でシンポジウムを行っております。

現実にはいろいろな現場でアスベストに触れる、アスベスト粉じんが発生してしまうという状態が実際には起こってしまっていて、それは知っていないと回避できないということがあると思うのです。そういう意味でも、さしがや保育園のことで言えば、皆さん、園児の人たちが成人して、これからいろいろな仕事をするようになって、いろいろな場面でアスベストがどのように存在していて、どう回避できるかというようなことを知識として持って

いただくことは重要なのではないかと常々思っております。

そんなこともありまして、最近私どものほうによく相談があるのが、地域の再開発事業というのが全国あちこちで頻繁に行われているのですけれども、その再開発事業で壊される建物というのは、大体がアスベストが使われた時期の建物が今劣化して、建て替えざるを得ない建物です。そのような工事が全国で行われていて、そこにあるアスベストからどのように身を守るかというようなことで、法改正も行われているという状況があります。

また、これは最近の事例で、東京都にある、オフィスに使われている建物なのですが、改修工事の際に、エレベーターの中のアスベストの塊が落下して、養生を突き破り、エレベーターホールが粉じんにまみれてしまい、当然そこにアスベストがあるだろうということで問題になったような事例もあります。

思わぬところでアスベストの被害に遭う可能性があります。当時の園児たちが、当時、アスベストをばく露した以上の、追加するようばく露があってはならないと思いますので、そういったことをお伝えする意味でも、この1月に予定されるミニ講演会は、非常に意義があるのだと思います。ただ、どういう話をしたらいいのか、それと、講師の方をどのようにするか、これについてはいろいろ御意見があると思いますので、まず、会場の御意見を先に伺うということで議事を進めていきたいのですけれども、何か御意見はございますでしょうか。

平野委員、お願いします。

○平野委員 平野です。

たしか私が前回言った記憶があるのですが、きっかけは、昨年度の健康リスク・心理相談です。相談者の方が、発がん性物質でがんになるのではないかとかなり心配されていたので、私のほうでばく露量といいますか、当時の測定した石綿の飛散した濃度とリスクが報告書で計算されていますが、がんになるのは、何万人、10万人に何人かの確率なので、そう簡単にはがんにならないという話をしました。

医者は、大体おどかす医者と「大丈夫ですよ」という医者に分かれます。中間も、ちょうどほどよい人もいるのですけれども、私はどちらかというと「大丈夫、大丈夫」というほうなのですけれどもね。それはそれとして、そういうリスクがあるのだけれども、そんなに全部が全部、全員ががんになるものではないですよという話を1時間近く話したら、最初オンラインが始まったときはかなり緊張された表情だったのですけれども、最後は安心されたのか、笑顔を見せていただけました。

リスクの説明について、ある程度の報告書はありますが、報告書を見ただけではなかなか分からないので、そういった話を、元園児たちにできるだけお話をしたほうがいいのではないかとというのが私の問題意識だったのです。

○永倉委員長 ほかにはいかがですか。

○小里委員 では、御一緒に心理相談をさせていただいた小里でございます。

○永倉委員長 よろしく申し上げます。

○小里委員 平野委員の御説明が、個人の方に即した説明をきちんとなさって、とても分かりやすく、安心なされたのは本当にもっともだなと思いました。ライフステージと申しますか、生活の節目とか、そういうときにちょっと聞いてみたいというお気持ちになられるのかと思って、今のミニ講演会の提案はとてもいいなと思っております。

○永倉委員長 ほかはどうでしょうか

○菅野委員 委員の菅野です。よろしくお願いします。

講演会自体は賛成です。20年たっているのです、園児の方も自分で理解ができるようになったという年齢ですので、それに見合うような形の講演をするのがいいのかと思います。

聞く側とすると、一番知りたい点は、どんな病気になるのかという点だと思います。個別のところの説明というのはなかなか難しいと思いますので、まず一般的なアスベストの危険性とどういう病気になるのかというところと、それに備えて、どういう症状が出たら、文京区であれば検診をどのように受けてもらうのかというような形の啓蒙を含めたものをするのがいいのかと思います。

○永倉委員長 今井委員、いかがでしょうか。

○今井委員 個人的には、この年齢になって改めて理解できるということは、一つ区切りといういい機会なのではないかなと思います。先生方がおっしゃっていただいたことももちろんあると思いますし、逆に、こちら側からもいろいろ聞いてみたいことは、やってみれば案外あるのかなと思って、そういったところを、ぜひ事前にアンケート等をしてすくい上げていただけると、こちら側としてもより有意義なものになるのではないかなと考えております。

以上です。

○永倉委員長 基本的には、さしがや保育園でばく露したことが原因で発症するかもしれない人たちの対策というのがこの委員会の課題だとは思いますが。しかし、皆さん、様々な仕事に就かれて、例えば私どもに相談があるケースでも、学校の先生で中皮腫になられるケースや、公務員の方もばく露する機会がかなり多いということや、病院などもアスベストを大量に使っていることがあって、先ほどから話をしている、解体工事よりむしろ改修工事が危ないのです。中で人が働いていると同時に改修工事がされるという、さしがや保育園も同じ事例なのですけれども、その改修工事の際に、アスベストの専門家が除去するのではなくて、電気設備の工事の関係の方とか、アスベストに関してあまり知識がない作業の方が工事をしてしまい、その結果、アスベストをばく露してしまうというようなケースが現実にかかなりあって、そういったこともお伝えする必要があるのかなと思っております。

オンラインの先生方、いかがでしょうか。御意見があれば。

よろしくお願いいたします。

○東委員 東です。

○永倉委員長 よろしくお願ひいたします。

○東委員 委員長がおっしゃったような、最近のばく露が起り得るような状況の変化というのも非常に大事なテーマだと思いますし、昨今、もう一つの課題であるアスベスト疾患の状況に関する知見の変化というのも非常に重要な知見であって、お伝えしておくべきことかと思えます。例えば、講演会でテーマを2つ設けるようなことができれば、2つ重要なテーマをお伝えすることができると思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○永倉委員長 あまり専門的にならなくてもいいとは思いますが、広くお伝えできる内容はお伝えしたいと思えます。また、時間の制約、範囲の中で、2つの課題についてお話しするというだけでもいいのかなと思えます。そこで興味を持っていただくようなことがあれば、また追加して、同じミニ講演会のようなことを引き続き行っていくということもできなくもないかなと思えます。

東委員がおっしゃるように、課題としてはかなり広がってきているという感じがしまして、それについて、先ほども少し触れたような、災害があったときにどうしたらいいのかとか、いろいろな課題が見えてきてしまうのです。そういうときに、正確な情報を把握して対応するというのはなかなか難しいということもあって、いかにアスベストについての、身の回りにある発がん物質への対策をどうやって取るのかというような課題で考えていくことによって発症を回避できるのではないかと考えています。

○東委員 あまり風呂敷を広げ過ぎると書き方が分かりにくくなってしまいかもしれませんので、対象となる園児の方々に有益なお話として、アスベスト関連疾患とばく露の話をも2つ盛り込んでいいのかなと思いました。

○永倉委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに先生方、いかがでしょうか。

○小里委員 そういう健康リスクについて素人なのですが、先ほど先生がおっしゃった追加ばく露というのも、リスクの中の要因なのでしょうか。

○永倉委員長 平野委員、追加ばく露や累積について、いかがでしょうか。

○小里委員 累積として考えられるということですか。

○平野委員 もちろん発がん物質であり有害物質ですので、たくさん吸えば吸うほどリスクが高まるという、石綿肺とか肺がんなどはそうですね。中皮腫は非常に少量でもなる場合があるので、明らかにばく露が多ければ多いほどリスクが高まるのは石綿。石綿肺は今回、元園児の人たちの対象疾患には入っていませんけれども、肺がんはまさにですので、当然、元園児の方は、今言われたような改修工事とかそういったことでさらにばく露すれば、またリスクは高くなります。

○永倉委員長 私は医師ではありませんが、微小なサイズで肺の奥底に入ってしまった、そこから排出することができないというような話も聞いておまして、そういったものの蓄積が関係するのではないかとというような話がありました。アスベスト以外の粉じんでもう少し大きいものですと、痰（たん）になったりそういったもので排出されるのでしょ



けれども、肺のかなり奥底まで入ってしまう。そもそもレントゲンなどで見つけることはできないという話のようです。

この辺の内容について、課題を2つ立てたほうがいいのではないかということについてはそのとおりでないと私も思います。講師の方をどうするかということについても、なかなかこの場ですぐには決まらないのかなと思いますので、事務局にお返しして、その辺りは御検討いただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

○奥田幼児保育課長 はい。

○永倉委員長 もう一つ、藤沢市のホームページと文京区のホームページの違いについて、これをどのように修正するのか、修正する必要があるのかということも含めてですけれども、いかがでしょうか。これもなかなか難しい。内容としてはそんなに大きくは違っていないと思うのですが、文京区のホームページについては、ある種否定的なといいますか、アスベストが原因ではないものを中心に挙げているということで、藤沢市のホームページについてはそのものずばりで、アスベストが原因の疾患ということで挙げているという違いだということですが、この点についていかがでしょうか。表記の仕方ということになるかと思いますが、菅野委員、いかがでしょうか。

○菅野委員 多分、藤沢市については、対象疾患がもともと中皮腫、肺がん、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水と、あと、IARCが認めた疾患という書き方をされていて、それが分かりにくいので、恐らくこれを分かるように書いているのかと思います。

ただ、この3つについては、日本では知見が実はないので、本当にこれをどう認定していくのかということについては非常に難しく、そういう意味では、もともとのパンフレットとかの書き方の違いから来しているところなのかなとは思いました。

もし、改定するとすれば、ならないというよりも、対象になり得る疾患はこういうもので、これ以外はありませんというところの書き方は変わりません。文京区のほうは、何が対象になるのかというのがここでは分からないので、こういうものはなり得ますよというような形で書いておくのはあってもいいのかなとは思いますが。

○永倉委員長 文京区についても藤沢市についても、対象疾患については委員会で引き取って、医学的な判断はそこで検討し直すという仕組みになってはいると思うのです。だから、紹介の仕方がどちらがいいかといいますか、どちらが適切なのかというお話だと思うのですが、いずれにしても、今、緊急な状態で議論されているわけでもないのに、これについては知見を重ねてといいますか、もう少し検討した上で、今回の委員会で結論が出るかどうか分かりませんが、長い目で考えていくのが良いのではないかと私のほうは思いますが、先生方、いかがでしょうか。

○平野委員 平野です。

疑わしきは補償するという、確かに広く補償するのが一番いいと思うのですがけれども、それは、今、菅野委員が言われたように難しい面もあると思います。ただ、文京区のホームページは、菅野委員が言われたような書き方にした方が分かりやすいのではないかと思います。

います。

あと、喉頭がん、卵巣がん、後腹膜線維症、これも確かにIARCから出ているのですけれども、それも出ているので、先ほどの広く救済、補償するというだけでいけば入れたほうがいいのかと思いますけれども、それは、先生方ともいろいろ議論をする必要があると思います。少なくとも日本の労災保険、労働者の労災保険の対象には、残念ながらといますか、まだ入っていないのですよね。

喉頭がんについても、私の記憶では、たしかもう10年以上前だと思うのですが、アスベストは全部輸入でしたから、一番入り口でばく露される港湾労働者の方たちのうち何人かが喉頭がんになって、複数の人たちが労災申請を集団申請という形でしたのですけれども、そのときに当時の厚生省が専門委員会みたいなものをつくって検討しましたが、結局結論ははっきりしないということで、労災は認められなかったのです。そういうこともあって、コンセンサスというのはなかなか難しいかと思うのですが、その辺りは行政のほうの考え方としても出てくるわけだと思います。ただ、少なくとも、先ほど菅野委員が言われたように、これは認められるというのは、はっきり書いたほうが分かりやすいと私も思います。

○永倉委員長 ありがとうございます。

文京区のホームページがこのような記載方法になった経緯があるのでしょうか。私は経緯まで詳しく承知していないので、こう書かざるを得なかった何か経緯があってこうなったのかなと想ったりしているのですが、いずれにしてもちょっと分かりにくいという気はします。

○奥田幼児保育課長 過去に一度御相談があった方がいらっしゃって、対象ではない疾患について対象なのですか、というお問合せがあったときに、対象ではない疾患を明示するといった意味で、記載してみようというような経緯があったのは事実でございます。

ただ、そうはいつても、認められる疾患を書かないというようにしているわけではなく、そういったような経緯があって、この記載ぶりになっているという状況です。

○永倉委員長 これは表題が「文京区がアスベスト関連疾患の対象としていない疾患」ということで印刷していただいていますけれども、対象としている疾患というページも別にあるのですか。

○奥田幼児保育課長 ございません。

○永倉委員長 分かりました。

これもどういう表記にしたらいいかということで、この場でなかなか決められないと思うので、議論を重ねて修正していければと思います。

先生方、何か他に御意見はございますでしょうか。オンラインの先生、よろしく願いいたします。

○加藤（冠）委員 東京健生病院の加藤ですけれども、今までお話に出てきた内容とかぶるかと思いますが、やはり文京区のほうは分かりにくいというのが印象としてあ

ります。経緯があったということですがけれども、例えば、よそ様の文献を見てくださいとか、どちらまでお問い合わせくださいという項目が多くて、素人の方が見るのには、あまり適していない印象があります。明確にこういうようなものを、対象となると言うてしまうのが言い過ぎであれば、先ほど出たような形で、対象となり得る疾患はこんなものであるということをおある程度明記して、藤沢市のほうの形に近くなるような形で、少し変えていくのがいいのではないかと考えておりました。

以上です。

○永倉委員長 ありがとうございます。

比べてみると藤沢市のほうが分かりやすいなとやはり思ってしまう。ただ、分かりやすいだけでいいかどうかということもあるので、なかなかそこは難しいところがあると思いますが、分かりやすさをモットーにして内容を変更できないかどうかについて、継続課題として事務局のほうで御提案していただいて、また、議論できればと思います。

○東委員 私からも1つよろしいですか。

○永倉委員長 よろしく願いいたします。

○東委員 今、こういう表記になっている経緯になるのかどうか分からないのですけれども、確認も含めて意見したいと思うのです。

これは、現在の段階は、例えばアスベストの救済法とか、いろいろな法律が2000年代に入ってから整備されてきて、いわゆる、こういう災害補償とか給付制度がいろいろ立ち上がってきた中で、より対象疾患のほう書きやすくなってきたのかなと思うのですけれども、ただ、1990年代後半のときは、そういう状況では日本はあまりなかったのです。さしがやの委員会の報告書がありますよね。むしろ、あそこにはアスベスト肺とか中皮腫とか肺がんとかというのを対象にしますよというのがあるって、リスク評価をやっているわけですよ。それがあるので、あまり対象疾患を明記せずに、対象としない疾患というのを逆に明記する方向にその後行ったのかなと思うのですけれども、その辺りがまずどうかということをお伺いしたいのが1点です。

私ども、現在の文京区の表現だと、何が対象疾患かというのが分からないので、対象疾患を明記することをしっかりとやっていくようにするのがやはりいいかなと思います。

以上でございます。

○永倉委員長 ありがとうございます。

東委員がおっしゃるように、報告書そのものには疾患名が明記されていて、ホームページはそれをある程度限定するように記載されているので、報告書とホームページの両方を読まないとはよく分からないということになっているのかなと。言われてみればそうだなという感じがいたします。そういう意味では、ホームページについては、分かりやすいものにもうちょっと進化させたほうがいいかなという気はいたします。その辺については事務局のほうでまた練っていただいて、次回の委員会とかに御提案いただければと思います。

ほかにこの点についてございますでしょうか。

よろしいですか。

いずれにしても、この場でなかなか結論は出ないと思いますので、懸案事項として引き続き議論を続けていただくというようなことで考えたいと思います。

あと、検討事項、今2つ挙げたわけですが、そのほかに何か検討事項としてこれがあるのではないかとということがございましたら、先生方のほうで御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

いずれにしても、2点とも引き続きの事項になってしまいましたが、結論までは達していませんけれども、緊急な事態ということが到来しているわけでもないなので、そのように扱いたいと思います。

そうしましたら、次第3について、事務局から御説明をよろしく申し上げます。

○奥田幼児保育課長 今の次第2について、まず、項目1のミニ講演会ですけれども、いろいろ御指摘いただいた部分、御意見いただいた部分を踏まえまして、あと、講師の方については、この委員会の皆様の中から、または適任の方が委員会の委員ではない方でいらっしゃるれば、こちらで探したり個別に当たらせていただきたいと思います。また、項目2のホームページの表現については、こちらで検討を進めていきたいと考えております。

○永倉委員長 よろしくお願ひいたします。

○奥田幼児保育課長 今、寺園委員がオンラインで参加されましたので、よろしくお願ひいたします。

○永倉委員長 よろしくお願ひいたします。

○奥田幼児保育課長 引き続き、次第3「その他の報告について」、こちらは報告事項になります。お手元の資料第3号「その他報告について」の資料を御確認ください。

報告は5点になります。

まず、項目1と項目2はまとめて御説明いたしますが、昨年度の本委員会で御検討いただき、改正を行った要綱についてでございます。

まず、項目1の健康対策実施要綱、いわゆる健康相談に関する要綱、また、項目2の健康診断実施要綱、いわゆるエックス線やCT写真を撮る健康診断に関する要綱でございますけれども、もともと健康相談や読影に当たって診断書が必要になるケースがあり得まして、その診断書を取得するための費用や交通費、郵送料について、区が負担することや費用の上限額などの取扱いを明文化いたしまして、今年の4月1日から施行したところでございます。御利用された方はまだいらっしゃらない状況でございます。

項目3につきましては、昨年度の健康リスク相談・心理相談の結果報告です。

資料第1号でも御説明いたしましたけれども、平成26年度を最後にしばらく健康リスク相談・心理相談を利用される方はいらっしゃいませんでしたが、8年ぶりに元園児の方1名から御相談があり、平野委員、小里委員にオンラインにて御対応いただいたところでございます。

続きまして、項目4につきましては、今年度の一次検診の申込み状況です。

申込者数はエックス線写真について、元園児の方が8名、職員・元職員の方が5名、計13名の方からお申込みがございました。日程といたしましては、先週金曜日から始まっておりまして8月14日まで実施する予定です。読影会は8月29日の火曜日を予定しております。本委員会の平野委員、加藤俊介委員、加藤冠委員、藤原委員に御対応いただく予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、項目5につきましては、委員長職務代理である東委員の御所属に変更がありましたので御報告いたします。

関西福祉科学大学健康福祉学部福祉栄養学科の教授に御就任されましたので、本日の名簿よりそのように変更しているところがございます。

その後に添付しております参考資料第1号から第4号につきましては、ただ今御説明いたしました項目1、項目2の改正後の要綱、また、新旧対照表をお付けしておりますが、概要としましては、今お示した資料第3号の項目1、項目2の表のとおりとなっておりますので、お時間のあるときに御確認いただければと存じます。

説明は以上です。

○永倉委員長 ありがとうございます。

その他報告ということですが、この点について何か御意見はございますでしょうか。

この内容については、さきの委員会で検討されたのですよね。

○奥田幼児保育課長 さようでございます。

○永倉委員長 それで、それが明文化されたということですよ。

内容については既に議論済みだということですので、何か不備とか御意見等があれば、この場でお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、この点については報告を承りましたので、よろしくお願いいたします。

以上、本日の議題については、これで全て議論されたところだと思います。何か全体について御意見とか、こういうところが抜けているのではないかというようなお話があればお示しいただきたいと思いますが、いかがですか。

オンラインの先生方、いかがですか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、本日についてはこれで終了ということにしたいと思います。先ほど申し上げたように、いろいろな場面で私どものほうにアスベストについての相談があって、こんなところにもあるのか、あんなところにもあるのかということで、非常に今大変な状況が来ているのではないかと思ったりしているところなのですけれども、そういうことも含めて皆さんに正しい情報の提供ができればと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。本日はどうもお暑い中、ありがとうございました。